

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
厚生年金関係	22 件

佐賀厚生年金 事案 1189～1209（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年9月28日

国（厚生労働省）の記録によると、A社から平成19年9月に支給された決算賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該記録は年金給付に反映されないものとなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年決算賞与明細表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤っていたとして当該賞与に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 21 件（別添一覧表参照）

別添一覧表（佐賀厚生年金事案1189～1209）

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
佐賀事案1189	男		昭和38年生		20万円
佐賀事案1190	男		昭和55年生		20万円
佐賀事案1191	男		昭和36年生		20万円
佐賀事案1192	男		昭和40年生		50万円
佐賀事案1193	男		昭和45年生		20万円
佐賀事案1194	男		昭和47年生		20万円
佐賀事案1195	男		昭和22年生		20万円
佐賀事案1196	男		昭和51年生		20万円
佐賀事案1197	男		昭和36年生		20万円
佐賀事案1198	男		昭和32年生		50万円
佐賀事案1199	男		昭和31年生		20万円
佐賀事案1200	男		昭和53年生		20万円
佐賀事案1201	男		昭和43年生		20万円
佐賀事案1202	男		昭和56年生		20万円
佐賀事案1203	男		昭和21年生		20万円
佐賀事案1204	男		昭和61年生		20万円
佐賀事案1205	男		昭和35年生		50万円
佐賀事案1206	男		昭和17年生		20万円
佐賀事案1207	男		昭和50年生		20万円
佐賀事案1208	男		昭和33年生		50万円
佐賀事案1209	男		昭和53年生		20万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年7月21日に、資格喪失日に係る記録を47年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月21日から47年10月21日まで
昭和45年3月にC社に入社し、52年1月21日にD社を退職するまで、E社の関連事業所において継続して勤務した。

昭和46年7月21日に、同期同僚二人と一緒にC社からA社に異動し、その後、47年10月21日にD社に異動したにもかかわらず、A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

同期同僚二人の同社での加入記録が回復したと聞いたので、私も申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している辞令簿及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年7月21日にC社からA社に、47年10月21日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期である同僚の所持する昭和46年8月の給与明細書及び「昭和47年度市民税・県民税個人別特別徴収税額通知書」により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該同僚のC社における46年6月の標準報酬月額と同額であることから、申立人のC社における同年6月の標準報酬月額である4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 7 月から 47 年 9 月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。